

川口市立上青木中学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和7年4月1日
川口市立上青木中学校

< 目 次 >

はじめに.....	1
第1 上青木中学校基本方針の策定.....	2
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	3
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	3
（1）いじめ対応教員の任命.....	3
（2）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	4
（3）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	5
2 重大事態への対処.....	9
（1）重大事態への対処の流れ.....	9
（2）川口市教育委員会又は本校による調査.....	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	14
<資料1> いじめ防止のための年間計画（特別支援学級含む）	15
<資料2> いじめ問題への「組織的対応図」（対応マニュアル）	16

はじめに

児童生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望を持って、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めたわれわれ多くの国民の願いである。しかし、いじめはいじめを受ける児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめ問題から、一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。

本校では、これまで月に1回「いじめアンケート（学校生活アンケート）」を実施するとともに、年間計画上に教育相談週間を設定し二者面談・三者面談を実施するなどいじめの早期発見・対応に努めてきた。また、担任は「生活記録ノート」を毎日確認し、ささいな生徒の心の動きにも注目し、いじめの未然防止にも努めてきた。いじめと思われる情報があつた場合、情報を生徒指導主任（いじめ対応教員）に一元化し、管理職の指導のもと、すみやかな組織的対応を行ってきた。職員会議や学年会議などで情報を共有しながら実態把握や指導を行うことにより、いじめにつながる可能性のある事案を小さな芽の時点で解決の方向に向かうことも少なくなかった。また、生徒会を中心としたいじめをなくす取り組みを実施し、保護者と連携をした「あいさつ運動」を通してコミュニケーション力を高めてきた。現状としては今までの取り組みがある程度抑止になっていると考えられる。

川口市立上青木中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「上青木中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 上青木中学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法13条（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

上青木中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上青木中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- ア 自校の成果や課題について検証するとともに教職員や学校関係者の認識の共有化を図り、いじめの防止のための具体的な実施計画や実施体制、いじめ対応マニュアル等の策定・改善を行う。
- イ 法第22条に基づく組織を位置付け、生徒や家庭・地域と連携しながら「いじめの防止」「早期発見」「早期対応」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間計画の取組について、組織的・計画的に実行する。
- ウ 生徒の様子や変化を見抜く力を高めるため、重大事態への対処法を周知するため等、教職員の研修会を実施するとともに、いじめのアンケート調査を年間に複数回実施し、PDCAサイクルによる検証のもと、常に本基本方針の見直しを図る。

【重点的な取組】

- ① 年に6回「いじめアンケート（学校生活アンケート）」を実施し、随時、三者面談（二者面談）を実施する。
- ② 「いじめアンケート」をもとに、個別面談を実施するとともに、生徒指導委員会や教育相談委員会で情報収集、方策協議を行い、生徒指導主任（いじめ対応教員）に情報を一元化し、管理職の指導のもと速やかな対応を行う。全教職員で情報を共有し、組織的な対応を行う。
- ③ 担任は「生活記録ノート」を活用して未然防止や早期発見に努める。
- ④ 全教職員対象の生徒指導・教育相談に関する校内研修を行う。

- ⑤ 保護者と連携を密にし、情報の収集を図る。
- ⑥ 学校運営協議会での協議や地域、民生委員、保護司との情報交換を行う。
- ⑦ 保護者会等において、SNSの使用方法や危険性について話をする。
- ⑧ 生徒会本部を中心に「川口の元気いじめゼロサミット」と連携し、生徒主体でいじめのない学校づくりを推進していく。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめ対応教員の任命

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

- ア いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- イ 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- ウ いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会（法22条に基づく学校いじめ対策組織を招集すること。
- エ いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- オ 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- カ 川口市いじめから子どもを守る委員会その他の期間と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

なお、市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。また、教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）はいじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関して、いじめ対応教員に協力するものとする。

(2) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「上青木中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導委員会を母体として活動し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任（いじめ対応教員）、学年主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、民生・児童委員協議会会長または副会長等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。また、運営委員会にて各学年のいじめの状況の把握をし、必要に応じて生徒指導委員会から出された対策について協議する。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、川口市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する者を第三者として参加を図る。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があつた時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

【問題対策委員会の組織】（◎…委員長 ○…部長 関係者委員…民生・児童委員協議会会長または副会長）

① 計画・検証部 [◎校長・○教頭・(関係者委員)]

・・・具体的な取組や年間計画の作成・実行・検証・修正

- ② 収集・記録部 [○主幹教諭・学年主任・生徒指導担当・教育相談担当]
・・・相談・通報の窓口、情報の収集と記録、発信・共有化
- ③ 支援・指導部 [○生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・相談員・S C]
・・・情報があった時の組織的な対応、直接的な支援・指導

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、子供たち自身が「いじめを許さない」という気持ちを持つとともに、子供たち同士が互いに声を出し、行動に示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めていく。

『川口の元気いじめゼロサミット』からの「いじめ根絶宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげて、いじめの未然防止、いじめの根絶に取り組む。

また、『ライフスキルかわぐち』を活用するなどして、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、川口市人権教育推進協議会発行の『人間であること』を活用し、生徒の人権に対する正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。

② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。

③ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

① 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

- ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
- ・ 居場所をつくる。
- ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいいよ。」）

② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
- ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③ 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等を通して、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

④ 生徒会活動など、生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援するなどのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

インターネット上のいじめに遭遇しないよう、埼玉県警サイバー対策課の『サイバーセキュリティ講演』等を活用し、情報モラルの徹底を図る。

さらに、生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れる。

(カ) 地域連携

後援会と連携し、いじめに対する学校の姿勢を示し、協力を得る。また、民生委員との連絡会議を実施し、生徒の状況についての情報をできる範囲で共有し、見守りを行う。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は本市月例いじめ調査や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、「生活記録ノート」の取り組み等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 「Ts2019」にある「いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 「Ts2019」にある「いじめの防止等の対策のための組織」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) 「Ts2019」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教

育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめの訴えの適切な把握（「Ts 2019」参照）

いじめの訴えがあったら、まずその内容を迅速かつ正確に把握する。被害生徒と保護者の気持ちに寄り添いながら 5W1H に沿って聴き取りをする。

(イ) 組織での対応方針の検討（「Ts 2019」参照）

被害生徒の相談の窓口になることが多い担任や顧問が個人で解決しようとする、対応が遅くなったり事態が深刻化したりする。組織で情報を共有し、対応方針を検討する。

(ウ) 適切な事実確認（「Ts 2019」参照）

いじめの訴えがあったら、組織として迅速に事実確認を行うが、ポイントを押さえないと効果が出ず、逆効果になることもあるので注意する。

(エ) 組織での指導方針の検討（「Ts 2019」参照）

聴き取った情報は組織で共有し、それを基に指導方針を検討する。加害生徒、被害生徒に対してそれぞれポイントをしばって検討する。

(オ) 被害生徒等への適切な情報提供と加害生徒への対応（「Ts 2019」参照）

事実確認の結果や学校としての対応方針について、被害生徒及びその保護者に適切な情報提供を行うことが必要である。被害生徒や保護者に寄り添う姿勢を示しながら、思いを傾聴する。

(カ) 解消までの見守り（「Ts 2019」参照）

いじめは謝罪したから解消されたと安易には言えない。いじめが解消している状態は少なくとも以下の2点が満たされていることが必要である。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること

※「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

これらを満たした状態になっても再発の可能性を踏まえ、被害生徒の心のケアと見守りを行う必要がある。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(8ページ以下参照)
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、必要に応じて専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 川口市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに問題対策委員会を母体とし、必要に応じて弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票

の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り

遺族と合意しておくことが必要である。

- ⑤ 調査を行う組織については、スクールカウンセラー、主任児童委員、保護司等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「Is2019」の「Ⅱ 自殺予防対策に関する教材・資料」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（イ）調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、上青木中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、上青木中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料 1 >

いじめ防止のための年間計画（特別支援学級含む）

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・本年度の「いじめの防止等のための基本的な方針」の確認 ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における「いじめの防止等のための基本的な方針」の取組の策定 ・入学時、進級時におけるいじめ防止教育		↑
5 月	・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・学校運営協議会において基本方針の協議 ・学校生活（いじめ）アンケートの実施		
6 月	・「人間であること」を活用した人権感覚の育成に取り組む時間 ・いじめアンケートの実施		
7 月	・他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・「いじめの防止等のための基本的な方針」現状と今後に向けての協議		
8 月	・生徒の実態把握と新学期への意欲付け		
9 月	・集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間		
10 月	・自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・学校生活（いじめ）アンケートの実施		
11 月	・生徒会によるいじめ撲滅のための取組（いじめ撲滅強調月間の取組） ・いじめアンケートの実施		
12 月	・学期末保護者会においてＳＮＳの使用方法についての講話 ・「いじめの防止等のための基本的な方針」現状と今後に向けての協議 ・学校運営協議会においてまとめと次年度に向けての協議		
1 月	・「川口の元気いじめゼロサミット」の報告といじめ撲滅の意識啓発 ・新入生保護者説明会においてＳＮＳの使用方法についての講話 ・人間としての在り方・生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 ・いじめアンケートの実施		
2 月	・「いじめの防止等のための基本的な方針」年間評価及び次年度の策定 ・学校生活（いじめ）アンケートの実施		
3 月	・今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 ・学年末保護者会においてＳＮＳの使用方法についての講話		↓